

報告第 31 号

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

小城市立芦刈幼稚園の民営化に伴い、平成 29 年 3 月 31 日で閉園となるため。

小城市規則第 号

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 19 年小城市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（小城市立幼稚園に関する事務）

第 4 条 市長は、小城市立学校設置条例（平成 17 年小城市条例第 75 号）に規定する小城市立幼稚園に関する事務のうち、小城市立幼稚園保育料徴収条例（平成 17 年小城市条例第 77 号）の規定に関するものを、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成19年小城市規則第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（小城市立幼稚園に関する事務）</p> <p>第4条 市長は、小城市立学校設置条例(平成17年小城市条例第75号)に規定する小城市立幼稚園に関する事務のうち、<u>次に掲げる事務を</u>、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p> <p><u>(1) 小城市立幼稚園保育料徴収条例(平成17年小城市条例第77号)の規定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 小城市立芦刈幼稚園預かり保育経費負担金徴収条例(平成17年小城市条例第108号)の規定に関すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（小城市立幼稚園に関する事務）</p> <p>第4条 市長は、小城市立学校設置条例(平成17年小城市条例第75号)に規定する小城市立幼稚園に関する事務のうち、<u>小城市立幼稚園保育料徴収条例(平成17年小城市条例第77号)の規定に関することを</u>、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p>